

受付番号： 2020-1-673

課題名：進行性感音性難聴を伴う若年発症インスリン依存型糖尿病患者における染色体転座部位の同定に関する研究

1. 研究の対象

「個別化医療センターバイオバンク部門（倫理委員会承認：2017-1-346）」の参加者であり、東北大学病院糖尿病代謝科に入院した、進行性感音性難聴を伴う若年発症インスリン依存型糖尿病患者を対象とする。

2. 研究期間

2020年11月（倫理委員会承認後）～2021年11月

3. 研究目的

「東北大学病院個別化医療センターバイオバンク部門（倫理委員会承認：2017-1-346）」に参加し、東北大学病院糖尿病代謝科に入院した、染色体転座を有し進行性感音性難聴を合併する若年発症インスリン依存型糖尿病患者の保存された検体（血液検体）を使用し、遺伝子解析を行う。それにより染色体分断点の同定ならびに遺伝子変異の検索・同定などを行う。

当該症例では若年発症インスリン依存型糖尿病と、原因不明の進行性感音性難聴という特徴的な表現型を有しており、一方で染色体転座を指摘されている。この転座分断点を詳細に検討することによって、病態解明、さらには若年発症糖尿病、インスリン依存型糖尿病における新たな病因の解明を目的とする。

4. 研究方法

「東北大学病院個別化医療センターバイオバンク部門」に保存された血液検体を使用し、次世代シーケンサーを用いた全ゲノムシーケンスにより染色体分断点、遺伝子変異の検索・同定などを行う。

5. 研究に用いる試料・情報の種類

試料：血液

情報：病歴、臨床検査結果、治療歴等の診療情報

6. 外部への試料・情報の提供

該当なし

7. 研究組織

当分野の単独研究である。

8. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

久保 晴丸

所属：東北大学大学院医学系研究科 糖尿病代謝内科学分野

住所：〒 980-8575 宮城県仙台市青葉区星陵町 2-1

TEL 022-717-7611

FAX 022-717-7612

E-mail：hrmr.med@gmail.com

研究責任者：

片桐 秀樹

所属：東北大学大学院医学系研究科 糖尿病代謝内科学分野

住所：〒 980-8575 宮城県仙台市青葉区星陵町 2-1

TEL 022-717-7611

FAX 022-717-7612

E-mail：katagiri@med.tohoku.ac.jp

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先：「8. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)>

①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

- 1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

- 2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口へ提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)>

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合